

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、外国清算機関（同項に定める外国金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>II-4-1 清算機関</p> <p>（新設）</p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、外国清算機関（同項に定める外国金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第11項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>II-4-1 清算機関</p> <p>II-4-1-10 <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>（1）書面・対面による手続についての留意点</u></p> <p><u>清算機関による当局への申請・届出等及び当局から清算機関に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその</u></p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、清算機関から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、(2)に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</u></p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-4-2 資金清算機関</p> <p>II-4-2-3 標準処理期間等</p> <p>清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-9の規定は、資金清算機関についてこれを準用する。この場合において、II-4-1-3の「検査部局から勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書」とあるのは、「報告徴求を行った場合の当該報告書」とする。</p> <p>II-4-3 振替機関</p> <p>II-4-3-3 標準処理期間等</p> <p>清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-9の規定は、振替機関についてこれを準用する。</p> <p>II-4-4 取引情報蓄積機関</p>	<p>(2) 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>(1)を踏まえ、清算機関による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令の定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>II-4-2 資金清算機関</p> <p>II-4-2-3 標準処理期間等</p> <p>清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-10の規定は、資金清算機関についてこれを準用する。この場合において、II-4-1-3の「検査部局から勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書」とあるのは、「報告徴求を行った場合の当該報告書」とする。</p> <p>II-4-3 振替機関</p> <p>II-4-3-3 標準処理期間等</p> <p>清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-10の規定は、振替機関についてこれを準用する。</p> <p>II-4-4 取引情報蓄積機関</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－４－４－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－<u>9</u>の規定は、取引情報蓄積機関についてこれを準用する。</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅲ－３－２ 業務継続体制</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>（３）（略）</p> <p>Ⅴ. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）</p> <p>Ⅴ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅴ－３－２ 業務継続体制</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、振替機関内部の</p>	<p>Ⅱ－４－４－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－<u>10</u>の規定は、取引情報蓄積機関についてこれを準用する。</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅲ－３－２ 業務継続体制</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁企画市場局市場課への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>（３）（略）</p> <p>Ⅴ. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）</p> <p>Ⅴ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅴ－３－２ 業務継続体制</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁企画市場局市場課への報告を行なうとともに、振替機関内部の</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑤・⑥ (略) (3) (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (取引情報蓄積機関)</p> <p>VI-3 業務の適切性</p> <p>VI-3-2 業務継続体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、取引情報蓄積機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑤・⑥ (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式4-1)</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">取引情報蓄積機関名 代 表 者</p> <p style="text-align: center;">担当者情報</p> <p style="text-align: center;">所属 氏名 電話番号 E-mail</p>	<p>関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑤・⑥ (略) (3) (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (取引情報蓄積機関)</p> <p>VI-3 業務の適切性</p> <p>VI-3-2 業務継続体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁企画市場局市場課への報告を行なうとともに、取引情報蓄積機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑤・⑥ (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式4-1)</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">取引情報蓄積機関名 代 表 者</p> <p style="text-align: center;">担当者情報</p> <p style="text-align: center;">所属 氏名 電話番号 E-mail</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>今般、以下のように障害等が発生したので、金融商品取引法第156条の78第3項及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第19条第2項の規定に基づき報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>今般、以下のように障害等が発生したので、金融商品取引法第156条の78第3項及び店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第20条第2項及び第3項の規定に基づき報告します。</p> <p>(略)</p>